

36協定締結(7/24)以降に

3件の36協定違反が発覚!

東地申2号「労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」の交渉で確認したのは

1日8時間の超勤時間が超えたのは、田町車両センターで発生した1件のみだった!

しかし、 締結後に、3件の36協定違反が発覚!

- ①上野新幹線第2運転所(平成24年1月の事象)
7月26日に発覚
- ②上野新幹線第2運転所(平成24年2月)
7月27日に発覚
- ③品川駅(平成24年5月の事象)
8月6日に発覚

8時間超えの時間外労働!
実は4件の36協定違反が発生していた!

会社の回答「結果として把握出来なかった・・・」

コンプライアンスを語るが
内実は違反だらけ!



そんなものは通用しない!

そもそも36協定違反を把握出来ないことが問題である!

このような会社の姿勢は認めることはできない!
地本は、事実関係の調査と原因と対策、
および法令遵守を強く求めていきます!